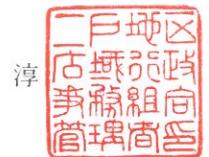


公 告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という。）第167条の6及び二戸地区広域行政事務組合財務規則第1条に基づき準用する二戸市財務規則（平成18年規則第59号。以下「規則」という。）第114条の規定により公告します。

令和6年10月1日

二戸地区広域行政事務組合  
管理者 二戸市長 藤原



1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防車両売却

(2) 入札（売却）物品

ア 屈折はしご付消防自動車（日野 レンジャー）

平成8年3月登録 型式 KC-FF1LKBA 車台番号 FF1JKB-10249

イ 高規格救急自動車（トヨタ ハイメディック）

平成25年11月登録 型式 CBF-TRH226S 車台番号 TRH226-0012349

ウ 広報車（ニッサン エクストレイル）

平成20年7月登録 型式 CBA-TNT31 車台番号 TNT31-005639

※ 上記物件合計3台の一括売却であり、個別での売払いは行わない。

(3) 規格・仕様等

別紙1「消防車両売却仕様書」による

(4) 売却車両の所在及び引渡場所

二戸地区広域行政事務組合消防本部（以下「当消防本部」という。） 駐車場内

(5) 履行期限

契約締結日から起算して30日以内（本仕様書記載事項がすべて履行されたと当消防本部が認めるまで。）

(6) 最低売却価格

650,000円

※ 最低売却価格には、消費税及び地方消費税は含まない。

※ リサイクル料金（預託済み）を含むものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

(1) 本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 二戸地区広域行政事務組合（以下「当組合」という。）構成市町村（二戸市、一戸町、軽米町及び九戸村）管内に本社、支店又は営業所を有している法人若しくは住民票を有する年齢18歳以上の個人。

イ 過去に国（公団を含む。）又は地方公共団体から消防車両（緊急車両）を引き取り、契約を完了した実績があること。

ウ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第2項の規定により当組合の入札参加制限を受けていない者であること。

オ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に二戸地区広域行政事務組合（以下「当組合」という。）から指名停止措置を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。）でないこと。

キ 国税（法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岩手県）、市町村税（当組合構成市町村）に滞納がない者であること。

(2) この入札に参加しようとする者は、(1)に定める資格の審査等のため、公告の日から令和6年10月11日（金）午後5時00分までに「10 入札参加申請書、入札書提出先及び問い合わせ先」に定める部署宛てに持参、又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックなど郵便記録が確認できるものに限る）により下記必要書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けること。

なお、郵送にて提出する場合は、郵送した旨の確認電話を入れてください。また、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者はこの入札に参加できない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格確認調書（様式第1号）

イ 個人の場合は住所、法人の場合は事業所の所在地が確認できる書類

個人：マイナンバーカードや運転免許証等の写し、法人：登記事項証明書の写し等

ウ 調達物品に係る業務実績調書（様式第2号）

過去に国（公団を含む。）又は地方公共団体から消防車両（緊急車両）を引き取ったことを証明する書類として売買契約書、引き渡し証明書等の写しを添付すること。

エ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第3号）及び役員の一覧表（様式第3号の2）

オ 宣誓書（様式第4号）

カ 納税証明書

「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」(1)キに示す税目で、直近1年分のもの。申請日前3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。

キ 委任状（様式第5号）

本人以外の者が入札参加資格確認申請書若しくは入札書を提出する場合。

ク その他

二戸地区広域行政事務組合建設関連業務並びに物品販売等入札資格審査申請要綱に基づく令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されている者である場合、上記(2)イ、エ及びオに該当する書類の提出は不用とする。

### 3 契約条項を示す場所及び仕様書等を交付する場所並びに期間等

(1) 交付期間

公告の日から令和6年10月11日（金）まで

(2) 所在地

岩手県二戸市金田一字上田面300番地2

(3) 部署名

二戸地区広域行政事務組合消防本部 総務課

電話 0195-26-8111 FAX 0195-26-8113

※ 二戸地区広域行政事務組合ホームページ (<http://www.cassiopeia.or.jp/>) において確認願います。また、入札情報及び申請書類等はダウンロードすることが可能です。

(4) 入札参加資格の審査及び結果通知

ア 審査

提出された書類及び資料等により入札参加資格を確認する。

イ 結果の通知

入札参加資格の審査結果については、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格確認調書を提出した者全員に対し、令和6年10月17日（木）までに文書で通知する。

(5) 質問先

公告、仕様書等について不明な点がある場合には、令和6年10月9日（木）正午までに3の(3)に定める部署宛に書面（任意様式）で提出すること。

なお、質問に対する回答は、原則として質問を受け付けた翌日（土日祝日を除く）に、質問者宛でのみならず、質問者名を伏せたうえでホームページ上に公表するものとする。

### 4 入札（売却）物品の公開に関する事項

(1) 公開・展示期間

公告の日から令和6年10月11日（金）の期間において、平日の午前9時から正午まで並びに午後1時から午後4時までとする。

(2) 公開・展示場所

二戸地区広域行政事務組合消防本部 駐車場

(3) 連絡先

物件の公開は予約制となります。確認の際には、その予定日時を事前に当消防本部総務課（Tel0195-26-8111）までご連絡ください。

(4) その他

ア 公開・展示場所の詳細は予約時にお知らせします。

イ 売却物件の確認をしなくても入札はできます。ただし、物品に関するすべての事項を了承したものとみなします。

## 5 入札の方法（入札の場所及び日時）に関する事項

(1) 入札書の提出要領

当消防本部が指定する入札書（様式第6号）に物件3台全ての合計金額及び必要事項を記入の上、封筒に入れて糊付けで封をし、封筒の表には宛名を「二戸地区広域行政事務組合 管理者 二戸市長 藤原 淳」として記載し、併せて「消防車両売却に係る入札書在中」と朱書きして提出すること。持参若しくは郵送のみ受付します。

なお、郵送の場合はトラブルを未然に防ぐため、書留郵便により「10 入札参加申請書、入札書提出先及び問い合わせ先」まで送付すること。

※ 別紙2「入札書の封筒記入等要領」を参照願います。

(2) 提出期限

令和6年10月29日（火）正午まで（必着）

(3) 開札日時

令和6年10月29日（火）午後1時

(4) 開札場所

二戸地区広域行政事務組合消防本部 消防長室

(5) 入札回数及び落札者の決定について

ア 入札回数は1回とする。

イ 落札者の決定については、予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、当該入札事務に関係のない当消防本部職員が代理でくじ引きを行い、落札者を決定する。

エ 落札決定後、落札者にのみ、速やかに当消防本部から電話連絡をする。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる入札金額の100分の3以上の額とし、当消防本部が発行する納入通知書をもって令和6年10月28日（月）までに指定金融機関

等に納入してください。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部または一部を免除することができる。なお、その場合は令和6年10月25日（金）正午までに入札保証金免除申請書（様式第7号）を提出すること。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に当組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により当組合管理者が定める資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

ア 落札者は本契約の日までに契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。

イ 期間内に契約を締結しないときは契約の効力を失う。

ウ 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(ア) 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加資格審査の結果、政令第167条の5第1項に定められる資格を有すると認められた場合において、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

(エ) 売払代金が即納されるとき。

※ 即納は当消防本部が発行する納入通知書をもって令和6年11月8日（金）までに、一括で売払代金（契約金額）を納入するもの。

エ 契約保証金の納付に代えて提供できる担保は次に掲げるものとする。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

## 7 入札の無効要件に関する事項

次に掲げる事項に該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び入札参加資格確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行ったの入札。
- (2) 入札参加資格があることが確認され、その後入札執行時点において2の(1)に掲げる入札参加資格を失った者の行った入札。
- (3) 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札。
- (4) 談合、その他入札に関し不正の行為があった者のした入札。
- (5) 入札保証金の免除適応のある場合を除き、入札保証金を納付せず又は不足する者のした入札。
- (6) 所定の入札書によらない入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書の金額を訂正した入札
- (9) 鉛筆等、容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (10) 2通以上の入札をした入札
- (11) 談合、その他入札に関し不正行為があった入札
- (12) その他入札条件に違反した者のした入札
- (13) 落札の無効又は落札者からの契約解除により相手方に生じた損害は、当組合において賠償の責任を負わない。

## 8 入札心得に関する事項

- (1) 入札
  - ア 入札参加者は、入札条件、仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。
  - イ 入札参加者は、定められた入札書（様式第6号）を当組合ホームページからダウンロードし入手すること。）を作成し、提出しなければならない。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第5号）を提出しなければならない。
  - エ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
  - オ 入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

カ 一度提出した入札書は、書替え、引換え、撤回又は不参加の申し出は認めない。

(2) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たって競争を制限する目的でほかの入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前にほかの入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札の不参

ア 入札参加資格確認申請書、誓約書等を提出し、入札参加を認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合は入札不参加届（任意様式）を提出しなければならない。

イ 前号の規定により入札に参加しなかった者はこれを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 契約書等の提出

ア 契約書を作成する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から10日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。

ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

イ 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(6) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 契約締結の留意事項

落札者の決定後、本契約締結までの間に落札者（共同企業体の場合はその構成員も含む。）が、次のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

ア 当組合から指名停止を受けた場合

イ 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合

ウ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

エ 法令等違反が明らかになり、当組合管理者が契約の相手方としてふさわしくないと認め

た場合

## 9 その他必要な事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 2の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (3) 消防車両は緊急車両という特殊性からサイレンや赤色灯を備えており、これらの機材が売却後に悪用されると著しく公益性を損ねることになりかねないため、仕様書に記載されている条件に対して適切に対応すること。
- (4) 入札参加資格がないと認められた申請者は、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和6年10月25日（金）までの間、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

## 10 入札参加申請書、入札書提出先及び問い合わせ先

〒028-5711 岩手県二戸市金田一字上田面300番地2

二戸地区広域行政事務組合消防本部 総務課

TEL0195-26-8111 FAX0195-26-8113

E-Mail nh-soumu01@fd-ninohe.jp